

## 第19回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年12月20日(月) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席 農業委員 出席 7名 欠席 2名 農地利用最適化推進委員 出席 12名・欠席 1名

|           |           |        |        |        |
|-----------|-----------|--------|--------|--------|
| ○1番 藤原 健祐 | ○6番 佐藤 良一 | ○刈谷 哲二 | ×邑田 昌平 | ○田村 泰富 |
| ×2番 田村 和弘 | ×7番 横畠 悦子 | ○田村 克郎 | ○真辺 忠志 | ○大谷 恵呉 |
| ○3番 森田 有紀 | ○8番 横畠 増吉 | ○田村 啓幸 | ○澤村 重隆 | ○北添 秀紀 |
| ○4番 氏原 延  | ○9番 北添 正男 | ○森 正彦  | ○山口 修二 |        |
| ○5番 田村 公史 |           | ○野村 隆博 | ○伊藤 洋章 |        |

事務局 事務局長： 山本 清和

日程 日程第 1 開 会  
同 第 2 議事録署名委員選任  
同 第 3 報 告  
同 第 4 議 事

第1号議案 農地法第3条に関する件

第2号議案 農地法第4条に関する件

第3号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 号 の 他

同 第 6 号 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第19回農業委員会定例総会を開会します。

本日は2番 田村 和弘 委員と 7番 横畠 悦子 委員、農地利用最適化推進委員の邑田 昌平 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、1番 藤原 健祐 委員と 3番 森田 有紀 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告を願います。

事務局（山本事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、13日に人・農地プラン研修会が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より私、山本と前田が出席しました。

本日20日は、この定例総会となっています。

また、24日には、第9回佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所で開催される予定です。

つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書2件について報告します。

36番が、相続人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、本郷字■■■■番■■ 他1筆。地目が畑で、面積が合計で281㎡。届出日が令和3年12月3日で、届出事由が相続です。

37番が、相続人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■。地目は田で、面積が

459㎡。届出日が令和3年12月8日で、届出事由が相続です。

つづきまして、報告事項3. 時効取得1件について報告します。

登記義務者が■■■■の■■■■さん。登記権利者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番■■■■。地目が畑で、面積が58㎡。受付日が令和3年11月29日。登記目的が所有権の移転で、登記原因日が昭和63年11月3日、登記原因が相続となっています。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議案とします。今回は推進委員からの申請がありますので、まずは38番だけ審議し、次に39番を審議した後、40番と41番を審議したいと思います。

事務局の説明を求めます。

事務局（山本事務局長）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件を説明します。

38番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、中野字■■■■番 他1筆。地目は畑で、面積が合計で1,094㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は全部で20万円。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

伊藤推進委員

38番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から■■■■に抜ける■■■■にある■■■■の町道より北側にあります。申請地は梨園で、許可後も梨を栽培します。

譲受人は主に梨を栽培する専業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に常時従事しており、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案38番について、申請のとおり許可することに賛

成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案38番は申請のとおり決定しました。つづきまして、39番の審議に移る前に伊藤推進委員の退席を求めます。

【伊藤推進委員 退席】

議長（北添会長）

ただいま、伊藤推進委員が退席しましたので、39番の審議に移ります。  
事務局の説明を求めます。

事務局（山本事務局長）

39番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が中野字■■■■番 他2筆。地目は畑が3筆と原野が1筆で、面積が合計で976㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村泰富推進委員

39番について報告します。申請地は3筆あり、**■■■■**集落内にある**■■■■**から東へ約30mの所に1筆、同じく東へ約500mの所に2筆あります。

現在はショウガの収穫が終わった状態で、許可後もショウガの露地栽培をする予定とのことです。

譲受人は主にショウガを栽培する専業農家です。下限面積は超えており、全ての農地を効率的に耕作しています。農作業に常時従事し、耕作に必要な農機具類も所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案39番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案39番は申請のとおり決定しました。つづきまして、40番と41番の審議に移る前に伊藤推進委員の復席を求めます。

【伊藤推進委員 復席】

議長（北添会長）

ただいま、伊藤推進委員が復席しましたので、40番と41番の審議に移ります。  
事務局の説明を求めます。

事務局（山本事務局長）

40番が、譲渡人が■■の■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■。地目は畑で、面積が104㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は5万円。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

41番が、譲渡人が■■の■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が永野字■■■■番■■。地目は田で、面積が192㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は7万5千円。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村克郎推進委員

40番について報告します。申請地は■■■集落内で、譲受人の実家の西隣にあります。現在は雑草が生えている状態で、許可後では家庭菜園をする予定とのことでした。

譲受人は主に水稻とトマトを栽培する専業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

5 番氏原委員

41番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から北に約300mの所にあります。現在は休耕中で、許可後は水稻を栽培する予定とのことです。

譲受人は主に水稻を栽培する農家です。下限面積は超えており農地の全てを効率的に耕作しています。農作業に常時従事しており、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況や地域との調和要件にも問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案40番と41番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案40番と41番は申請のとおり決定しました。つづきまして、第2号議案農地法第4条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（山本事務局長）

それでは、第2号議案農地法第4条に関する件1件について説明します。

申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が中野字■■■■番■■■■。地目は畑で、面積が1,943㎡の内545.71㎡。転用目的は農業用倉庫の建築で、農地区分は10ha以上の集団農地の一角であることから、第1種農地と判断しました。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

伊藤推進委員

5番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から東に100mの所にあり、東側は町道、西側は畑、北側は水路を挟んで畑、南側は畑で、関係者の承諾も得ております。また、排水の計画も問題なく、進入路も確保できており、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第3号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（山本事務局長）

それでは、第3号議案佐川町農用地利用集積計画14件について説明します。

32番が、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、本郷字■■■■番■■■■ 他1筆。地目は現況田で、面積が合計で366.05㎡。

使用貸借権の再設定で、作付け予定は水稻。設定期間が令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間です。

33番が、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番。現況地目は田で、面積が1,516㎡。

使用貸借権の再設定で、作付け予定は水稻。設定期間が令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間です。

34番が、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■■■。現況地目は田で、面積が1,275㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は反当たり30kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間です。

35番は、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番■■■■。現況地目は田で、面積が627㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は1万円。作付け予定は水稻で、設定期間が令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間です。

36番が、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番■■■■。現況地目は畑で、面積が178㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は反当たり1万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間です。

37番が、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番■■■■。

■■■■番 他2筆。現況地目は畑で、面積が合計で499㎡。

賃貸借権の新規設定と再設定で、借り賃は新規設定が1,100円。再設定が1筆あたり900円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間です。

38番が、貸し手が■■■の■■■さん。借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■  
■■■番。現況地目は畑で、面積が460㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は4,600円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間です。

39番が、貸し手が■■■の■■■さん。借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■  
■■■番。現況地目は畑で、面積が35㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は350円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間です。

40番が、貸し手が■■■の■■■さん。借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■  
■■■番。現況地目は畑で、面積が162㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は1,620円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間です。

41番が、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番 他1筆。現況地目は畑で、面積が合計で804㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は2筆で8,000円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間です。

42番が、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番。現況地目は畑で、面積が187㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は1,870円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間です。

43番が、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番。現況地目は畑で、面積が1617㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は1,610円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間です。

44番が、貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番。現況地目は畑で、面積が394㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は4,000円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間です。

45番が、貸し手が■■■の■■■さん。借り手が■■■の■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■番。現況地目は畑で、面積が711㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃は10,000円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

6番佐藤委員

32番について報告します。申請地は■■■の■■■集落にあり、■■■の東側に■■■番■■■、北側に■■■番■■■があります。現在は、■■■番■■■が水稻栽培した跡地に、■■■番■■■が切図では長細い土地ですが、現在は水路になっており、作物を作れる土地ではありません。■■■番■■■の申請地は、水稻栽培する予定とのことでした。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況にも問題はなく、必要な農機具類等も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、年間従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

4番氏原委員

33番について報告します。申請地は■■■集落内で、■■■の西詰の道路から■■■の町道に100m南東の所にあります。現在は稲刈り後の状態で、今後も水稻を栽培する予定とのことでした。

借受人は主に水稻を栽培する兼業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

田村幸推進委員

34番について報告します。申請地は■■■■集落の■■■■で、■■■■付近の所にあります。現在は何も耕作していません。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する兼業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類は全て友人の農機具を使用します。農地の全てを効率的に耕作しており、従事日数も年間150日以上を満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

4番氏原委員

35番について報告します。申請地は■■■■集落の北西300mくらいの■■■■と■■■■の■■■■から東に100mの道路南側の土地で、稲刈り後の状態です。今後も水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主にハウスと露地でニラの栽培と水稻の専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

伊藤推進委員

36番から45番について、借受人が同じで場所も近いことからまとめて報告します。申請地は■■■■集落内で、「■■■■」と呼ばれる所にあります。申請地ではショウガを栽培します。

借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は全て申請のとおり決定しました。

その他、何かありませんか。

事務局（山本事務局長）

未だ申請にはいたっておりません案件ですが、土地所有者より電話相談があり、今お手元にありますが、11月26日、前回総会終了後地区担当野村委員が現地確認のうえ状況をカメラに収めてくださったものになります。

現地は■■■■寄りの斗賀野■■■■地区、山沿いの集落にある宅地です。昨日野村委員からお聞きした限りでは、十分な肥培管理がされているものとは言えず、また同土地に住宅の存在が確認できる航空写真の撮影時期から、住宅の撤去からさほど日数の経過が認められないことから、農地と認定するには時期尚早ではないかというのが事務局の見解です。

つきましては、佐川町農業委員会として見解を統一しておいた方がいいと考え、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。。

野村推進委員

11月26日の時点ではブルーベリーの木が2～3本植わっているものの、整備途上の状態と見えた。

議長（北添会長）

事務局の話、野村委員の補足説明から、早急な判断を要する案件ではないと思います。今後1年ごとの間隔で担当委員さんに確認してもらい、農地としての本格的な継続利用が認められた段階で再度総会で協議する方向で異議ありませんか。

【全員異議なし】

議長（北添会長）

全員異議なしと認めます。「農地認定には時期尚早」を以て農業委員会統一見解とし、相談者ご本人にはその旨事務局より回答することとします。

その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第19回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は1月26日、水曜日、午後1時30分から役場2階大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

---

議事録署名委員 :

---

議事録署名委員 :

---